

農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想

令和5年9月改正

三 木 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	7
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標	9
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	12
2	農用地利用改善事業の実施を促進する事業	13
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業	16
4	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業	16
第6	その他	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は、兵庫県南部に広がる播磨平野の東部、東経135度の日本標準時子午線上に位置し、神戸市、加古川市、小野市、三田市、加東市及び加古郡稲美町と境を接している。

加古川の支流である美嚢川が中央部を東西に流れ、美嚢川周辺には平野部が広がり、それを囲むようになだらかな丘陵地、台地で構成されている。また、農業用のため池が多く存在し、緑豊かな自然に恵まれている。台風などの自然災害による被害が比較的少ない地域であり、気候は、瀬戸内海式気候のため温暖で過ごしやすい地域となっている。

こうした立地条件を活かして、本市の農業は、稲作を主体とした農業生産を展開してきたが、山陽自動車道、中国自動車道が市内を横断し、3カ所のインターチェンジがあり、大阪及び神戸へ車で1時間以内の通勤圏にあるため、昭和40年代から兼業化が進み、令和2(2020)年時点では兼業農家が総農家数の80%以上を占めている。

農業経営の特色としては、主に水稻を主体とした小規模な農家が多く、営農形態としては単一経営が中心となっている。今後は、高収益性の作目、作型を担い手農家を中心に導入して、複合経営を図ることとする。

特に、生産量・質とも全国一を誇る酒米「山田錦」の一層の生産奨励や生産技術の改善、大都市近郊という立地条件を活かして、花卉、野菜、果樹、酪農などにも取り組むほか、6次産業化への取組にも力を注いでいく。

また、土地利用型農業を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約農業を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本市の農業構造については、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化によって農業の担い手不足が深刻化している。また、農地の流動化についても、農家の農地に対する資産的保有意識が強く、農地の集積はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、令和2年度に実施した農業と農村の振興に向けたアンケート調査の結果等から、「農地の貸し借りをを行っている」と回答した農業者が約半数となっており、農地の流動化が進んでいる。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の

発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する1経営体あたり年間農業所得570万円（主たる農業従事者1人あたり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね200万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農形態に応じた経営安定・地域定着までの一貫支援に取り組む。

5 本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定の推進その他措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、市が定める地域計画の下、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う農業経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連帯が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理事業の推進に関する法律第4条（平成25年法律第101号）の規定に基づき、農地中間管理機構に指定された（公社）ひょうご農林機構を核とした農地中間管理事業（農地バンク）の積極的な活用や、農地利用最適化推進委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。なお、これ

らの取組によってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他の農家等にも農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

- 6 本市は、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合の支所・支店単位の研修会の開催を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について、農業経営の指標を例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	導入する技術体系	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 + 作業受託	<作付面積等> 水稲 15ha 山田錦 10ha うるち米 5ha <経営面積> 15ha 作業受託 延べ 29ha	作業場兼倉庫 200 m ² トラクター (60・44・ 20ps) 計 3台 乗用田植機 (6条) 1台 コンバイン (5条) 1台 動力散布機 1台 乾燥機 3台 他	・省力化技術の 導入 ・ドローン利用 による防除	・PCによる複式簿記 ・青色申告 ・顧客データの活用による直販の 合理化	・農繁期の 臨時雇用による過重労働の防止 ・休日制の 導入
施設野菜 (ハウス トマト)	<作付面積等> トマト延べ 28.8a	作業場兼倉庫 100 m ² パイプハウス 1,440 m ² 動力噴霧器 ・加温機 ・液肥混入機各 1台 他	・高品質、安定 多収栽培技術の 導入 ・総合防除体系 の導入 ・年間作付 2回 転 ・チューブ灌水 による灌水作業 省力化 ・天敵の導入に よる防除作業の 省力化 ・マルハナバチ の導入による受 粉作業の省力化	・直売、契 約による有利販売 ・青色申告 の実施	・農繁期の 臨時雇用による過重労働の防止 ・休日制の 導入

<p>施設野菜 (ハウス いちご)</p>	<p><作付面積等> 高設栽培いちご 30a <経営面積> 30a</p>	<p><主な資本装備> ・ビニールハウス 3,000 m² ・高設栽培施設 3,000 m² ・育苗ハウス 500 m² ・動力噴霧器</p>	<p>・総合防除体系の導入 ・高設栽培による作業の省力化、負担軽減 ・天敵の導入による防除作業の省力化</p>	<p>・直売、観光いちご園による有利販売 ・PCによる複式簿記 ・青色申告実施</p>	<p>・農繁期の臨時雇用による過重労働の防止 ・休日制の導入</p>
<p>水稲 + 花き</p>	<p><作付面積等> きく 40a ハウスきく 10a 水稲 1.5ha</p>	<p>作業場兼倉庫 100 m² 育苗ハウス 150 m² パイプハウス 10 a トラクター (20ps) 1台 結束機 1台 選花機 1台 動力散布機 1台 他</p>	<p>・省力、計画出荷技術の導入 ・新品種の導入</p>	<p>・PCによる複式簿記・青色申告</p>	<p>・収穫、選別調製等の雇用作業の導入 ・休日制の導入</p>
<p>果樹</p>	<p><作付面積等> ぶどう シャインマスカット 25a ピオーネ 25a <経営面積> 50a</p>	<p><主な資本装備> ・ぶどう棚 50a ・管理施設 74 m²(共同) ・灌水施設 1式 ・スピードスプレイヤー 500 ㍓ (共同) ・運搬車 ・梱包機 各 1台 <その他> 大型直売所販売、個人直売宅配による販売。 他</p>	<p>・省力化技術の導入 ・施設等の共同利用</p>	<p>・大粒系品種の導入 ・規格の統一 ・ブランド化 ・PCによる複式簿記 ・青色申告</p>	<p>・各種作業時の雇用労力の導入 ・作業の共同化 ・休日制の導入</p>

畜産	<飼養頭数> 乳用牛 35 頭	畜舎 630 m ² 飼料用倉庫及び 飼料タンク一式 堆肥舎及び乾燥ハウス 一式 パイプラインミルクカー 一式 バルククーラー一式 送風機 18 台 他	・衛生的かつ高 品質な生乳生産 のための飼養管 理の実践 ・自家育成牛の 確保 ・高品質堆肥の 生産と地域内利 用活用の推進 ・自給飼料比率 の向上	・ P Cによ る複式簿 記・青色申 告	・ヘルパー 制度の導入 による休日 の確保
----	--------------------	--	--	-------------------------------	--------------------------------

(注) 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行ない得るものとし、各経営類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 2 人程度として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	導入する技術体系	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作 + 黒大豆	<作付面積等> 水稻 15.5ha うち 山田錦 14.5ha うるち米 1ha 黒大豆 4.5ha <経営面積> 20ha (主たる従事者 2人)	トラクター50ps 1 台、30ps 2 台 田植機 (8・6 条) 各 1 台 コンバイン (5・4・ 3 条) 各 1 台 乗用管理機 1 台 他 ・育苗、乾燥調製は 共同利用施設利用	・省力化技術 の導入 ・労力軽減の ためのドロー ン利用による 防除	・ P Cを活 用した経理 の合理化	・雇用の活 用と社会保 険の導入

(注) 1 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行なう経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従業者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行ないうるもの(例

えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)とし、農用地利用改善団体等から組織経営体となる場合は、構成員数を30戸程度とした。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に本市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の4に示す目標をめざすものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、特産品である山田錦などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農業経営・就農支援センター等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 三木市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行う専用窓口を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して三木市農業関係機関定例会を組織し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、(公社)ひょうご農林機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。農業を担う者の確

保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、(公社)ひょうご農林機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本市において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、市、農業委員会、(公社)ひょうご農林機構等関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め新規就農の促進等を図る。

なお、上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアについての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアについての目標	備考
面積のシェア：27%	

(注) 1 目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業委託の面積を含む。)面積のシェアである。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、酒米「山田錦」を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本市では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。

令和2(2020)年現在の農業経営体の経営耕地面積は2,218haであり、5年前に比べ193ha(8%)減少した。また、令和3(2021)年4月時点の遊休農地面積は、農地面積3,050haのうちの0.7%にあたる20haとなっている。基幹的農業従事者の6割が70歳以上の高齢者であり、農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心に耕作放棄地が増加傾向にある。農用地等の減少は、食料の安定供給に加え、国土の保全、自然環境、水源かん養、洪水等の災害防止など、農用地の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このため、市、農業委員会、(公社)ひょうご農林機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を進める。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体が新たに耕作を行うエリアや地域として新規就農促進を図るエリアの設定など、農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域を明確化した取組を進めることをもって、基幹産業である農業の維持を図る。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な農業経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地中間管理事業(農地バンク)の活用によるア及びイに対する農地の面的集積

の促進

エ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

オ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、(公社)ひょうご農林機構、地域農業活性化協議会等による指導体制の整備を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の基本的な取組に定められた方向に即しつつ、三木市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心として多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って次に掲げる事業に積極的に取り組む。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 4 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

市西部の別所地区においては、ほ場整備が完了し、水稻を中心にレタス等が栽培されており、今後は、野菜作付農地の面的集積と農作業の受委託を促進することにより、生産性の向上と地域輪作体系の推進を図るとともに、都市近郊という立地条件を活かした高品質野菜の安定供給ができる産地の形成を育成する。

市東部の志染地区においては、ほ場整備が完了したことにより、今後は、個別経営体への面的な農用地集積を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。

また、現在数集落で行われている集落営農について、その活動内容を充実強化し協業経営体化を進めることにより組織経営体を育成する。

市北東部の酒米生産地帯である吉川・口吉川・細川地区においては、県営ほ場整備事業が完了したことにより、今後は、区画の大型化による高能率な生産基盤条件の育成を活か

すため、農地中間管理事業（農地バンク）を積極的に活用する。

特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手農業者が連たん的な条件のもと、山田錦のより効率的な生産が行えるよう努める。

これらの以外の地域においても、高齢化や兼業化の深化によって増えつつある耕作放棄地、遊休農地を解消すると同時に、規模拡大による効率的な農業経営体の育成を図るため、農地中間管理事業（農地バンク）を実施する。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

（１）協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

（２）開催に係る情報提供の方法

市の広報への掲載や公式ホームページ等の利用に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

（３）参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、（公社）ひょうご農林機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

（４）協議すべき事項

協議の場においては、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

（５）相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置する。

（６）農業上の利用が行われる農用地等の区域

農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村活性化法に基づく農山漁村活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（７）地域計画の策定の進め方

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、（公社）ひょうご農林機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる集落の区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地利用改善事業の実施区域

(イ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(ウ) 農作業の効率化に関する事項

(エ) 認定農業者への利用権の設定等の促進その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(オ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通達別記様式第7号の認定申請書を三木市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (2)に規定する区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内

容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板及び市公式ホームページへの掲示により公告するものとする。

エ アからウの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見直し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。)) を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の認定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をするものとする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業

の委託を受けることが確実であると認められること。

(ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の推奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう推奨することができる。

イ アの推奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、(公社)ひょうご農林機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、(公社)ひょうご農林機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん

農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受委託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや(公社)ひょうご農林機構との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合等、自らが委託を受けて農作業を行う取組等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 土地改良総合整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえで必要となる、ほ場整備事業、大区画化事業、灌漑用水事業等の条件整備を図る。

イ 水田営農活性化対策への積極的な取組によって、水稻作、転作を通じた望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、合理的な営農展開に資するよう努める。

ウ 利用権設定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、従前の例によるものとする。

エ その他地域農業の振興に関する施策について、農業経営基盤強化の円滑な促進に配慮しながら進めるものとする。

（２）推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、（公社）ひょうご農林機構、その他の関係団体と連携しつつ、三木市農業振興審議会及び三木市農業関係機関連絡会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び、（公社）ひょうご農林機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

- 1 この基本構想は、平成7年2月1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成13年2月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成16年4月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成18年7月31日から施行する。

- 5 この基本構想は、平成20年10月20日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。